



店頭FX取引に係るリスク情報に関する開示

計測日時:2025年11月28日

イ. 未カバー率は、23:00, 25:00, 27:00の3時点のうち未カバーポジションの額が最大となる時点で計測

ロ. カバー取引の状況は、23:00, 25:00, 27:00の3時点のうちカバー取引先における建玉の合計額が最大となる時点で計測

ハ. 平均証拠金率は、取引終了時点で計測

イ. 未カバー率

〔【計算式】(未カバーポジション^(注)／顧客の買い建玉 - 顧客の売り建玉) × 100
(注)顧客の建玉のうち、顧客の建玉同士で売り買いが対応しておらず、かつ、カバーされていない顧客の建玉〕

未カバー率

0%

ロ. カバー取引の状況

〔【各区分の計算式】(各区分のカバー取引における買建玉と売建玉の合計／全カバー取引における買建玉と売建玉の合計) × 100〕

格付け無し

格付け無し

格付け無し

[Hantec Markets(Australia)Pty Limited]

[Hantec Markets (V) Company Limited] [Hantec (Seychelles) Services Limited]

1.95%

35.07%

62.98%

ハ. 平均証拠金率

〔【計算式】実預託額／(顧客の買い建玉 + 顧客の売り建玉) × 100〕

平均証拠金率

16%

(参考)

店頭FX取引を行う金融商品取引業者は、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第28号の2の規定に基づき、特定通貨関連店頭デリバティブ取引(店頭FX取引)に係る上記リスク情報を開示することが義務付けられております。